

近畿地方建設業社会保険推進・処遇改善近畿地方連絡協議会規約 改定案

(名称)

第1条 本協議会は、近畿地方建設業社会保険推進・処遇改善近畿地方連絡協議会（以下「近畿地方協議会」という。）という。

(目的)

第2条 近畿地方協議会は、国土交通本省において設置された建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会（以下、「全国協議会」という。）における取組方針等を踏まえて、近畿地方における行政、建設企業その他建設業に関わる者が一体となって、建設業における社会保険加入対策及び処遇改善の取組を進めるとともに、関係者の取組状況の定期的な情報共有を図ることにより、建設業における社会保険加入対策及び処遇改善の取組を総合的かつ継続的に推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 近畿地方協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 社会保険加入対策及び処遇改善の取組に関する関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換
- 二 社会保険加入対策の徹底及び処遇改善の推進に向けた周知及び啓発
- 三 その他近畿地方協議会の目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第4条 近畿地方協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 建設業者団体
- 二 建設業に関係する団体
- 三 厚生労働省近畿厚生局
- 四 厚生労働省福井労働局、滋賀労働局、京都労働局、大阪労働局、兵庫労働局、奈良労働局、和歌山労働局
- 五 日本年金機構近畿地域第一部、近畿地域第二部
- 六 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 七 国土交通省近畿地方整備局
- 八 その他近畿地方協議会が必要と認める者

2 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員となる。

(会長)

第5条 近畿地方協議会に会長及び副会長若干名を置く。

2 会長は、国土交通省近畿地方整備局建政部長をもって充て、近畿地方協議会を代表し、

運営を統括する。

- 3 会長は、副会長を指名し、副会長のうち1名を会長代行に指名することができる。
- 4 会長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(副会長)

第6条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 2 副会長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(協議会の招集)

第7条 近畿地方協議会の招集は、会長が行う。

- 2 近畿地方協議会は、年1回以上開催する。

(ワーキンググループ)

第8条 近畿地方協議会の円滑な運営に資するため、必要に応じワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、第4条第1項に掲げる構成員のうち、会長が決定した者により組織する。
- 3 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、前項に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 当該ワーキンググループの組織並びに必要な事項は、当該ワーキンググループにおいて定める。

(事務局)

第9条 近畿地方協議会の事務は、国土交通省近畿地方整備局建政部建設産業第一課が行う。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、近畿地方協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

- 2 近畿地方協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、行わない。

附 則

この規約は、平成24年8月7日より施行する。

附 則

この規約は、平成30年2月14日より施行する。

附 則

この規約は、平成30年9月 日より施行する。